

会津美里町こども計画策定業務仕様書

1 業務の目的

本業務は、「第2期会津美里町子ども・子育て支援事業計画」が令和6年度で終了することから、次期計画として「会津美里町こども計画」（計画期間：令和7年度～令和11年度）を策定することを目的とする。

なお、本計画は、子ども・若者育成支援推進法及び子どもの貧困対策の推進に関する法律、子ども・子育て支援法、次世代育成支援対策推進法に基づく計画を包含した一体的な計画とし、国から示されたこども大綱を勘案して策定するものとする。

2 委託業務名

会津美里町こども計画策定業務委託

3 業務期間

契約締結日の翌日から令和7年3月31日まで

4 計画策定の留意点

本計画は、第2期会津美里町子ども・子育て支援事業計画に位置付けた以下の①、②の計画に加え、新たに③、④の計画を包含した「会津美里町こども計画」として策定するものである。子ども・子育て支援法に基づいた子ども・子育て家庭の状況や需要について、令和5年度にアンケート調査業務を実施するとともに、子どもの貧困及び子ども・若者に関する意識の実態を把握するための調査・分析を行い、令和6年度に、会津美里町こども計画を策定する。なお、計画の策定に当たっては、国から示される「こども大綱」を勘案するとともに、国、県および近隣自治体の子ども・子育て支援の動向、関係法令等の制定・改廃、町の関連計画の動向等にも十分留意するものとする。

- ① 市町村次世代育成支援行動計画(次世代育成支援対策推進法第8条に規定)
- ② 市町村子ども・子育て支援事業計画(子ども・子育て支援法第61条に規定)
- ③ 市町村子ども・若者計画(子ども・若者育成支援推進法第9条第2項に規定)
- ④ 市町村における子どもの貧困対策計画(子どもの貧困対策の推進に関する法律第9条に規定)

5 業務内容

● 令和5年度実施

(1) 実態把握調査業務

計画策定にあたり、保育ニーズ等の需要量の見込みを把握し、目標事業量や評価指標(数値目標)等を設定するための基礎資料とするため、人口動向や将来推計、必要となる子育てサービスの利用状況、子育て家庭の生活環境や要望、子どもや若者等の意見を聴取するための実態把握調査等を実施すること。

- ① 会津美里町の子ども、保護者、若者に関する現状と課題の分析等
 - (ア) 第2期会津美里町子ども・子育て支援事業計画の評価、検証
 - (イ) 教育・保育、地域子ども・子育て支援事業の現状把握
 - (ウ) 人口動態と将来人口予測

(エ)子ども・子育て、子どもの貧困、若者に関する統計や事業等の整理、分析

② アンケート調査

■ 調査対象

(ア) 子ども・子育て支援事業計画に関するアンケート

町内在住の就学前児童保護者 500 人、小学生保護者 800 人

(イ) 子どもの貧困対策計画に関するアンケート

町内在住の小学5年生・中学2年生の児童生徒及び保護者 各 300 世帯

(ウ) 子ども・若者計画に関するアンケート

町内在住の18歳～39歳 1,000 人

■ 調査方法

(1) 調査対象(ア)は、保護者連絡システムによるQRコードを使用したWEB調査

(2) 調査対象(イ)の児童生徒は、学校配布のタブレットを通じたWEB調査

(3) 調査対象(イ)の保護者は、保護者連絡システムによるQRコードを使用したWEB調査

(4) 調査対象(ウ)は、無作為抽出し、郵送によるQRコードを使用したWEB調査

■ アンケート調査実施時期

令和6年3月頃(予定)

■ 調査項目、設問内容の検討

こども基本法において定める「こども大綱」を勘案し、会津美里町子ども・子育て会議等での意見を踏まえて、教育・保育・子育て支援事業に関する設問、子どもの貧困・ヤングケアラーに関する設問、子ども・若者育成支援推進法に基づく若者支援事業に関する設問等、調査項目や設問内容について、町と協議のうえで設計し、提案及び助言を行うこと。

■ 会津美里町子ども・子育て会議での意見を踏まえた修正

会議に出席し、調査票案の説明を行い、会議委員の意見を聞き、調査票案に修正を行うこととする。なお、会議の議事録は受託者にて作成することとする。

※令和5年度は子ども・子育て会議 1回予定

■ 調査票等の作成及び印刷

オンライン調査票を作成する。なお、調査対象(ウ)に係る、封筒は受託者にて用意することとする。

■ 発送準備等

調査対象(ウ)は、町が作成する宛名ラベルを、受託者にて発送用封筒に貼り付け、調査依頼の通知依頼文の封入を行い、発送する。宛名ラベルの費用及び郵送料については、受託者負担とする。

なお、調査対象全てWEB回答とするため、用紙による調査票の印刷及び回収は行わない。そのため、各調査票の回収率は下記のとおりで想定している。

調査対象(ア)70% (イ)児童生徒 90% (イ)保護者 70% (ウ)40%

■ データ入力及び集計

WEB回答した調査票の開封と点検及びデータ入力、アンケート種別ごとに単純集計、クロス集計、自由記述の分類・意見のとりまとめを行う。

■ 報告書の作成

(ア)報告書 30部(A4版)

(イ)電子データ 一式

設問ごとにグラフ・表・コメント等を使用し、分かりやすく調査結果をまとめ、報告書を作成する。

■ 連絡・会議・打合せ等

必要に応じ、連絡、会議への参加に応じること。

● 令和6年度実施

(1) 計画策定業務

令和5年度に実施した実態把握調査の結果を活用し、こども基本法において定められている「こども大綱」を勘案しながら、子ども・子育て支援法に基づく市町村子ども・子育て支援事業計画、子どもの貧困対策の推進に係る法律に基づく市町村計画、子ども・若者育成支援推進法に基づく市町村子ども・若者計画を包含し、一体的なものとして策定すること。

① 現状分析と課題の整理、事業量の見込み・確保策設定支援

(ア) 令和5年度に実施した現状把握、アンケート調査の結果を分析し、町の課題を整理すること。

(イ) 教育・保育、地域子ども・子育て支援事業の適正な量の見込みの算出や確保策の設定について支援すること。なお、見込量の算出にあたっては国から示される手順に沿って算出すること。

② 子ども・子育て会議等への参画(会議資料作成、議事録作成等)

計画検討のための子ども・子育て会議に出席し、会議資料をとりまとめること。出席した会議については、議事録を作成すること。

- ・子ども・子育て会議 5回程度
- ・関係各課へのヒアリング 適宜
- ・こども教育課との打ち合わせ 適宜

③ 事業計画書素案の作成

計画書の作成は、関連法令や国の指針、県及び当町の関連計画との整合性を図り、町の特徴と課題を十分把握しながら作成すること。素案の作成にあたっては、地域の特性に応じた重点施策の展開を図るものとする。

④ パブリックコメントの支援

計画策定に伴い、当町が実施するパブリックコメントにおいて、町民等から提出された意見の取りまとめを行うこと。また、必要に応じて助言等の支援を行うこと。

⑤ 計画書の印刷・製本

(ア)事業計画書 100部(A4版、表紙フルカラー、本文単色)

(イ)概要版 50部(A4版、4色刷り)

(ウ)電子データ 一式

6 その他

(1) 業務の遂行に当たっては、個人情報の保護に関する法律に基づき適正に個人情報を取り扱うこと。また、会津美里町から受託者に貸与した書類などを含め、業務の遂行上知り得た情報を第三者に漏らさないこと。

(2) この仕様書に定めのない事項またはこの仕様書について疑義が生じた場合は、必要に応じて、

その都度協議するものとする。また、受託者は、契約期間中常に国の動向に注視し町への状況提供を行うとともに、その結果、業務内容等について変更が必要となる場合には、町と協議のうえ、方向性を決定すること。

- (3) 本業務の成果品および成果品を構成する各要素の所有権および著作権は、全て町に帰属する。
- (4) 契約は年度ごとに行う場合があり、委託料の支払いについては、各年度すべての業務を完了し、関係書類等の検査終了後に、各年度ごとに全額を支払うものとする。
- (5) 受託者は、本業務の全部または一部を第三者に委託してはならない。